

# 資料編



# 目 次

資料 1	防災関係機関連絡先一覧	243
資料 2	防災無線（移動系）配置場所	245
資料 3	防災行政無線屋外受信設備（子局）設備場所	246
資料 4	町指定避難場所一覧（グラウンド・園庭等）	247
資料 5	避難所一覧（建物）	248
資料 6	防災倉庫・防災資機材庫設置場所	248
資料 7	防災倉庫・防災資機材庫 備蓄品一覧	249
資料 8	県指定 緊急輸送路線	252
資料 9	町指定 緊急輸送路線	253
資料 10	大地震発生時における緊急交通路指定想定路線	254
資料 11	ヘリコプター臨時離発着場一覧	256
資料 12	医療機関一覧	256
資料 13	災害時医療拠点病院一覧	257
資料 14	庁用自動車等一覧	258
資料 15	給水施設の状況	260
資料 16	消防力等の現況（令和4年4月現在）	262
資料 17	水防警報が発令される河川・区域	264
資料 18	山北町防災会議条例	265
資料 19	山北町災害対策本部条例	267
資料 20	山北町地震災害警戒本部条例	268
資料 21	山北町新型インフルエンザ等対策本部条例	270
資料 22	神奈川県内消防広域応援実施計画	271



## 資料1 防災関係機関連絡先一覧

### 1 県関係機関

機関名	電話番号	県防災行政通信網	所在地
神奈川県くらし安全防災局危機管理防災課	045-210-3430	3427 3581	横浜市中区日本大通 1
災害対策本部	045-210-3430	2583	
危機管理センター	045-210-3430	3400～3403	
応急対策グループ	045-210-3430	3501～3504	
神奈川県福祉子どもみらい局総務室	045-210-4618	2411 2412	〃
神奈川県県西地域県政総合センター総務部 足柄上県民・防災課	83-5111	3618 3619 3718～3720	開成町吉田島 2489-2
神奈川県小田原保健福祉事務所 足柄上センター	83-5111	2636	〃
神奈川県県西土木事務所	83-5111	3735 3736	〃
神奈川県県西教育事務所	83-5111		〃
神奈川県立足柄上病院	83-0351	3936	松田町松田惣領 866-1
酒匂川水系ダム管理事務所システム管理室	78-3711		山北町神尾田 734
松田警察署	82-0110		松田町松田庶子 477-1

### 2 消防

機関名	電話番号	県防災行政通信網	所在地
小田原市消防本部情報指令課	49-4410	3083 2080	小田原市前川 183-18
小田原市消防本部足柄消防署山北出張所	75-2121		山北町山北 2056-1

### 3 指定地方行政機関

機関名	電話番号	県防災行政通信網	所在地
農林水産省関東農政局神奈川支局	045-211-1331		横浜市中区北仲通 5-57
東京神奈川森林管理署	0463-32-2867		平塚市立野 38-2
横浜地方气象台	045-621-1999	3900	横浜市中区山手町 99
横浜国道事務所厚木出張所	046-221-0004		厚木市恩名 1-6-50

### 4 指定公共機関、指定地方公共機関

機関名	電話番号	県防災行政通信網	所在地
山北郵便局	75-0150		山北町山北 191
山北岸郵便局	75-0932		山北町岸 1326-3
清水郵便局	77-2041		山北町川西 668-14
三保郵便局	78-3001		山北町中川 921-81

機関名	電話番号	県防災行政通信網	所在地
松田郵便局	83-1203		松田町松田惣領 1596-1
東海旅客鉄道(株)静岡支社	054-284-2319	3967	静岡市葵区黒金町 4
東日本電信電話(株)神奈川事業部	045-212-8945	3963	横浜市中区山下町 198
KDD I 南関東総支社	045-211-1671	3965	横浜市西区高島 1-1 -2
日本赤十字社神奈川県支部	045-681-2123	3900	横浜市中区山下町 70-7
NHK横浜放送局	045-212-2822	3958	横浜市中区山下町 281
中日本高速道路(株)川崎危機管理センター	045-475-9200	3979	横浜市港北区新横浜 3-9-18
東京電力(株)神奈川支店小田原支社	24-4462		小田原市本町 1-9-25
東京電力パワーグリッド神奈川総支社	—	3950	横浜市西区高島 2-7 -1
日本通運(株)小田原支店	91-2200		中井町井ノ口字大的 2746-5
富士急湘南バス(株)松田営業所	82-1361		松田町松田惣領 360
足柄上医師会	83-1800		開成町吉田島 580
神奈川県トラック協会小田原地区支部	36-8931		小田原市成田 937

## 5 自衛隊

機関名	電話番号	県防災行政通信網	所在地
陸上自衛隊東部方面混成団（武山）	046-856-1291	3800 2809	横須賀市御幸浜 1-1
陸上自衛隊第1高射特科大隊（駒門）	0550-87-1212	3801 3810 3811	御殿場市駒門 5-1

## 6 その他

機関名	電話番号	県防災行政通信網	所在地
かながわ西湘農業協同組合	47-8125		小田原市鴨宮 627
山北町森林組合	75-3955		山北町山北 2863
神奈川県LP協会足柄支部	75-3360		山北町向原 2688-1
山北町建設業協同組合	79-2772		山北町平山 260
足柄西部環境センター	76-4655		山北町山北 3680
山北町商工会	76-3451		山北町山北 1889-36

資料2 防災無線（移動系）配置場所

令和5年4月1日現在

呼出番号	配置場所等	更新設備	呼出番号	配置場所等	更新設備
固定局			避難所・学校等 携帯 (2.0W)		
100	地域防災課	統制台	108	共和のもりセンター	半固定型
105	地域防災課	半固定型	501	やまきたこども園やまっこ園舎	携帯型
車載 (2.0W)			502	やまきたこども園わかば園舎	携帯型
201	消防本部車	車載	503	向原保育園	携帯型
202	交通指導隊車	車載	504	岸幼稚園	携帯型
203	町民税務課車 (エブリイ)	車載	109	川村小学校	半固定型
204	財務課車 (エクストレイル)	車載	111	山北中学校	半固定型
205	上下水道課車	車載	消防団 携帯 (2.0W)		
206	農林課車	車載	601	第1分団長 (山北地区)	携帯型
207	都市整備課車	車載	602	第2分団長 ( " )	携帯型
208	防災トラック	車載	603	第3分団長 ( " )	携帯型
情報収集用 可搬・携帯 (2.0W)			604	第4分団長 (岸地区)	携帯型
301	地域防災課 携帯	携帯型	605	第5分団長 (向原地区)	携帯型
302	" "	携帯型	606	第6分団長 (平山地区)	携帯型
303	防災情報室 "	携帯型	607	第7分団長 (共和地区)	携帯型
304	" "	携帯型	608	第8分団長 (清水地区)	携帯型
305	" "	携帯型	609	第9分団長 ( " )	携帯型
306	" "	携帯型	610	第10分団長 ( " )	携帯型
307	" "	携帯型	611	第11分団長 ( " )	携帯型
308	" "	携帯型	612	第12分団長 (三保地区)	携帯型
309	" "	携帯型	614	第14分団長 ( " )	携帯型
310	" "	携帯型	615		携帯型
311	" "	携帯型	699	消防副団長 (清水地区)	携帯型
312	" "	携帯型	698	消防団長 (山北地区)	携帯型
313	" "	携帯型	697	消防副団長 (三保地区)	携帯型
314	" "	携帯型	共和地区連絡員 携帯 (2.0W)		
315	" "	携帯型	701	野背開戸地区	携帯型
316	" "	携帯型	702	駒の子四軒屋地区	携帯型
317	" "	携帯型	703	瀬戸六軒屋地区	携帯型
318	" "	携帯型	704	都夫良野地区	携帯型
319	" "	携帯型	705	鍛冶屋敷地区	携帯型
320	" "	携帯型	706	古宿地区	携帯型
321	" "	携帯型	707	市間地区	携帯型
322	" "	携帯型	708	高杉地区	携帯型
323	" "	携帯型	709	深沢地区	携帯型
324	" "	携帯型	710	人遠地区	携帯型
325	" "	携帯型	自治会長 携帯 (2.0W)		
326	" "	携帯型	712	共和連合自治会長	携帯型
112	" "	半固定	713	深沢地区	携帯型
113	" "	半固定	714	市間高杉	携帯型
718	" "	携帯型	715	鍛冶屋敷古宿	携帯型
			716	高松	携帯型
出先機関 可搬 (2.0W)			717	畑	携帯型
114	西部環境センター	半固定型	719	川西平山	携帯型
115	健康福祉センター	半固定型	720	湯本平	携帯型
106	役場清水支所	半固定型	721	用沢	携帯型
401	"	携帯型	関係機関		
402	"	携帯型	110	松田警察署	半固定型
403	"	携帯型	116	県西地域県政総合センター	半固定型
107	役場三保支所	半固定型	117	足柄上病院	半固定型
411	"	携帯型	118	酒匂川水系ダム管理事務所	半固定型
412	"	携帯型			

資料3 防災行政無線屋外受信設備（子局）設備場所

令和5年4月現在

局番	子局名称	設置場所	備考	局番	子局名称	設置場所	備考
0101	箒 沢	中川 877-12-1	A	2133	浅間山	山北 1046-2	D
2102	中 川 1	中川 376-1	D	0134	八 丁	皆瀬川 1887-1	A
2103	焼 大	中川 921-82	D	0135	人 遠	皆瀬川 6645-1	A
2104	神尾田	神尾田 759-2	D	0136	市 間	皆瀬川 1092	A
2105	玄 倉	玄倉 303	D	0137	塩 沢	川西 932-3	A
2106	神 縄	神縄 50	D	0138	畑 沢 1	谷ヶ 583	A
2107	湯本平	山市場 194-1	D	0139	畑 沢 2	谷ヶ 685	A
0108	山市場	湯触 467	A	0140	都夫良野	都夫良野 625	A
2109	大蔵野	川西 467-7	D	0141	滝入住宅	向原 542	A
2110	峰 下	川西 688	D	2142	岸	岸 753	D
2111	諸 淵	川西 1343-1	D	2143	鶴 野	山北 1776-1	D
2112	透 間	川西 1685-1	D	2144	前耕地	向原 13	D
2113	谷 峨 1	谷ヶ 290-1	D	2145	越 地	岸 753	D
2114	瀬 戸	平山 682	D	2146	日 向	岸 3173	D
2115	深 沢	皆瀬川 748	D	2147	中川温泉	中川 599-1	D
2116	鍛冶屋敷	都夫良野 13-10	D	2148	山北中学校	向原 401-1	D
2117	平 山	平山 213-1	D	2149	萩 原 2	山北 2863	D
2118	萩 原 1	山北 3225	D	0150	谷 峨 2	谷ヶ 430	A
2119	馬 場	山北 2594	D	2151	大野園	向原 4042-1	D
2120	尺里中	向原 1301-1	D	2152	新樋口橋	山北 3321	D
2121	宮 地	岸 1847-1	D	2153	古 宿	皆瀬川 281-1	D
2122	湯 坂	岸 2701-1	D	2154	焼 津	中川 915	D
2123	宿	岸 1399	D	0155	嵐	川西 213-8	A
2124	下本村	向原 2386-1	D	2156	山市場 2	山市場 116	D
2125	上本村	向原 227-2	D	0157	都夫良野 2	都夫良野 618	A
2126	高 松	向原 5009-1	D	2158	怒 杭	山北 121	D
2127	用 沢	川西 373-1	D	2159	班 目	岸 4030	D
2128	安 洞	向原 1301-1	D	2160	南 原	岸 1113	D
0129	役 野	山北 3090-2	A	2161	箒 沢 2	中川 721	D
2130	湯 触	湯触 112	D	0162	尺里東	向原 1468	A
2131	安 戸	山北 3519	D	2163	平 山 2	平山 1153-1	D
2132	浅 瀬	世附 742-1	D	2164	中 川 2	中川 294-2	D

備考の凡例 A：アナログ型 D：デジタル型



資料4 町指定避難場所一覧（グラウンド・園庭等）

No.	名称	所在地	電話番号	備考
1	スポーツ広場	山北 3138	75 - 1968	広域避難場所
2	健康福祉センター	〃 1971-2	75 - 0822	広域避難場所
3	鉄道公園	〃 1971-2		広域避難場所
4	山北町役場	〃 1301-4	75 - 1122	広域避難場所
5	川村小学校	〃 1002	75 - 1142	広域避難場所
6	ぐみの木近隣公園	岸 4031-イ		広域避難場所
7	山北中学校	向原 405	75 - 0755	広域避難場所
8	山北高等学校	〃 2370	75 - 0828	広域避難場所
9	共和のもりセンター	皆瀬川 275	75 - 1143	広域避難場所
10	旧清水小学校	川西 685		広域避難場所
11	ひだまりの里	神縄 438		広域避難場所
12	旧三保中学校	中川 921-87	78 - 3125	広域避難場所
13	山北体育館跡地	山北 2594		
14	やまきたこども園わかば園舎	〃 1943	75 - 1144	
15	やまきたこども園やまっこ園舎	〃 1266	75 - 1530	
16	山北児童館	〃 121		
17	岸幼稚園	岸 1995	75 - 1145	
18	高齢者いきいきセンター	〃 2061		
19	旧川村小学校高松分校	向原 6892		
20	向原保育園	〃 1630	75 - 1146	
21	向原児童館	〃 311		
22	旧清水中学校	川西 688		
23	旧三保小学校	中川 921-86		
24	三保支所	〃 921-82	78 - 3006	
25	ハイツ&ヴィラなかがわ跡地	〃 361-2		
26	玄倉公民館	玄倉 305	78 - 3464	

## 資料5 避難所一覧（建物）

No.	名称	所在地	電話番号	対象地区名
1	川村小学校	山北 1002	75 - 1142	岸 地区
2	生涯学習センター	〃 1301-4	75 - 3131	山北地区
3	山北中学校	向原 405	75 - 0755	向原地区
4	山北高等学校	〃 2370	75 - 0828	向原地区
5	共和のもりセンター 共和トレーニングセンター	皆瀬川 275	20 - 3759	共和地区
6	旧清水中学校	川西 688		清水地区
7	旧三保中学校	中川 921-87		三保地区

## 資料6 防災倉庫・防災資機材庫設置場所

設置場所	所在地	構造等	設置年度	備考
山北町役場	山北 1301-4 庁舎地下防災倉庫	R C免震構法 576.58 m <sup>2</sup>	H12	
山北体育館跡地	山北 2594	コンテナ型 15.94 m <sup>2</sup>	S 60	
山北跨線橋下（北側）	山北 1981	コンテナ型 15.94 m <sup>2</sup>	H 6	
川村小学校	山北 1002	コンテナ型 14.10 m <sup>2</sup>	H 9	
やまなみ工芸敷地	山北 1430	コンテナ型 15.94 m <sup>2</sup>	S 62	神奈川県より移管
		コンテナ型 15.94 m <sup>2</sup>	H 9	
高齢者いきいきセンター	岸 2061	コンテナ型 15.94 m <sup>2</sup>	S 59	
ぐみの木近隣公園	岸 4031-イ	コンテナ型 15.94 m <sup>2</sup>	H 8	
下本村コミュニティセンター	向原 1850	コンテナ型 15.94 m <sup>2</sup>	S 59	
山北中学校	向原 401-1	コンテナ型 14.10 m <sup>2</sup>	H 9	
共和のもりセンター	皆瀬川 275	コンテナ型 9.50 m <sup>2</sup>	H 9	
清水ふれあいセンター	川西 688	コンテナ型 9.60 m <sup>2</sup>	H27	
		物置型 5.04 m <sup>2</sup>	H27	
三保支所	中川 921-82	コンテナ型 9.60 m <sup>2</sup>	H27	
		物置型 5.04 m <sup>2</sup>	H28	
城山駐車場	中川 921	コンテナ型（大型）	H 3	県管理 防災資機材庫

資料7 防災倉庫・防災資機材庫 備蓄品一覧

令和5年4月1日現在

備蓄品名	役場 地下倉庫 車庫棟	山北 体育館 跡地	山北跨線 橋下	川村 小学校	やまな み工芸 敷地	高齢者 いきい きセン ター	ぐみの 木近隣 公園	下本村 コミュニ ティ センター	山北 高校	山北 中学校	共和の もりセン ター	清水 ふれあ いセン ター	三保 支所 ★は三保小 ()は内数	計
<b>(飲食)</b>														
サバイバルフーズ(食)	4,720			300						300	240	120	120	5,800
アルファ米	300			350		120		120		350	120	120	120	1,600
液体ミルク (240ml・缶)	24			24					24	24	24	24	24	168
梅がゆ (食)	80			80					40	40	40	40	40	360
レトルト食品 (食)	250			175					50	75	25	75	50	700
ライスクッキー (食)	432			240					96	144	48	192	96	1,248
野菜ジュース (本)	150			90					30	60	30	30	30	420
水 (500ml・本)	2,064			840					408	528	192	456	312	4,800
<b>(生活用品・日用品等)</b>														
毛布	500	30		200	30	100		30		200	50	100	80	1,320
寝袋	75			36	15			30			30	30	30	246
避難所用敷シート				20						20	10			50
避難所用間仕切 (6畳ユニット)	16									20		2	2	40
避難所用間仕切 (1畳ボード)	89													89
避難所用間仕切 (4人)	43			15	100			10				10	22 (★12)	200
避難所用間仕切 (2人)	171			36				30			18	18	27 (★9)	300
避難所用敷エアーマット	540			180				180			120	120	120	1,260
同エアーマットカバー	540			180				180			120	120	120	1,260
段ボールベッド	72												★8	80
エコマット				42	48					48	24	24	24	210
ほ乳ビン・乳首	50			30					30	30	30	30	30	230
紙オムツ大人用	322				924						84		32	1,362
紙オムツ乳児用	510				1,059						54		144	1,767
生理用品 (枚)	864													864
折畳式飲料水用容器 10ℓ	900													900
ポリタンク 20ℓ	140			4		16		4		4	8	1		177
ポリタンク 10ℓ	29		2	4	16	20	5	17		4		49	21	167
非常用飲料水袋 (6ℓ)	200													200

備蓄品名	役場 地下倉庫 車庫棟	山北 体育館 跡地	山北跨線 橋下	川村 小学校	やまな み工芸 敷地	高齢者 いきい きセン ター	ぐみの 木近隣 公園	下本村 コミュニ ティ センター	山北 高校	山北 中学校	共和の もりセン ター	清水 ふれあ いセン ター	三保 支所 ★は三保小 ()は内数	計
2 t・2.5 t 水槽	12						2							14
ろ水機		1			1	1		1				1	1	6
組立トイレ (便槽付)			7	2	1					3	1		1	15
災害用トイレ (マンホール式)	29													29
ワンタッチトイレ	22			10				1		12	5	5	4	59
簡易トイレ	10									2				12
どこでもトイレ (簡易トイレ)	42			18						18	6	12	6	102
ベンリーテント	20									2				22
排使用収納袋	2,300													2,300
トイレットペーパー	592			192	288						192		192	1,456
ポケットティッシュ	2,000													2,000
炊飯袋	500													500
かまどセット	2		1									1	1	5
やかん	12									1		2		15
寸胴ナベ	5													5
携帯コンロ	3				2									5
固形燃料	48										3			51
テレビ (32 ｲﾝﾁ)	7													7
ポータブルバッテリー	5			1						1				7
ジェットストーブ				1						1				2
<b>(医薬品等)</b>														
救急セット		3		2	1	2	1	2		1	2	1	2	17
滅菌ガーゼ・ホータイ ベット	130				1									130
折りたたみ担架	7	4		4	2	4	2	4		3	2	4	3	39
袋式担架	21													21
三角巾	135											50		185
<b>(応急対策用資機材)</b>														
テント横幕付		1		1	1		1	1		1	1	1	1	9
テント 1.5*2 間	3													3
大型メガホン	5													5
ハンドマイク	8	1			1	3	1	4		1		3	3	25
発電機		6		1	4	4		4			2	4	4	29
投光器	3	4			51	3	1	4			2	3	3	74
コードリール	1	3					1			1	1	5	3	15
油圧ジャッキ	12	1			1	1		1				1	1	18



## 資料8 県指定 緊急輸送路線

(山北町域関連路線)

(1) 第1次路線 高規格幹線道路、一般国道等で構成する広域的ネットワーク及び港湾等に連絡する路線で緊急輸送の骨格をなす路線

路線名	区間
第一東海自動車道(東名高速)	全線(東京都境～静岡県境)
国道246号	全線
県道74号 小田原山北	県道720号(怒田開成小田原)～国道246号交差点

(2) 第2次路線 第1次緊急輸送路を補完し地域的ネットワークを形成する路線及び市町村庁舎等に連絡する路線

路線名	区間
県道76号 山北藤野	国道246号交点(安戸トンネル)～山北町中川
県道726号 矢倉沢山北	県道78号[御殿場大井]交点～国道246号交点(樋口橋)
山北町道No.1 / No.61号線	国道246号(旧道)交点～国道246号交点

## 資料9 町指定 緊急輸送路線

### (1) 庁舎、避難所、駅に連絡する路線

路線名	区間
町道171号 尺里西上の台線 町道 57号 滝入口線	県道 76 号交点～山北中学校
町道 61号 田屋敷万随線 町道233号 鉄道公園線	県道 74 号小田原山北交点～健康福祉センター
町道 5号 鍛冶屋敷線 町道 65号 鍛冶屋敷古宿線	全線
町道163号 山北駅前線	全線
町道194号 峰下線	県道 76 号山北藤野交点～清水中学校
町道200号 城山線	県道 76 号山北藤野交点～三保中学校

### (2) 広域応援拠点に連絡する路線

路線名	区間
町道 56号 尺里橋中里線 町道 51号 村雨松原先線 町道104号 中里松原先線	国道 246 号交点～県立山北高等学校

### (3) 県指定緊急輸送路を補完し各地区のネットワークを形成する路線

路線名	区間
町道 2号 宿平山線 農免農道	県道 726 号矢倉沢山北交点～県道 74 号小田原山北交点～県道 721 号東山北停車場交点
町道 4号 東山北停車場線	全線
町道 6号 共和清水線	全線

資料 10 大地震発生時における緊急交通路指定想定路線

No.	路線名	区間
1	東名高速道路	東京都境から静岡県境までの間
2	新東名高速道路	海老名南 JCT から新秦野 IC までの間
3	中央高速道路	東京都境から山梨県境までの間
4	国道 466 号 (第三京浜道路)	東京都境から横浜新道入口 (三ツ沢上町交差点) までの間
5	首都高速道路 (高速横羽線・三ツ沢線・狩場線・大黒線・湾岸線及び川崎線)	東京都境から石川町 JCT 経由狩場 IC までの間、金港 IC から三ツ沢 JCT までの間及び東京都境から本牧 JCT 経由並木 IC までの間
6	国道 1 号 (横浜新道及び西湘バイパスを含む)	東京都境から静岡県境までの間
7	国道 15 号	東京都境から青木通交差点までの間
8	国道 16 号 (保土ヶ谷バイパス、横浜横須賀道路を含む)	東京都境から馬堀海岸四丁目交差点までの間
9	国道 20 号	東京都境から山梨県境までの間
10	国道 129 号	高浜台交差点から橋本五差路交差点までの間
11	国道 132 号	宮前交差点から塩浜交差点までの間
12	国道 133 号	桜木町交差点から開港広場前交差点までの間
13	国道 134 号	引橋交差点から唐ヶ原交差点までの間
14	国道 135 号	早川口交差点から静岡県境までの間
15	国道 138 号	乙女峠から宮の下交差点までの間
16	国道 246 号	東京都境から静岡県境までの間
17	国道 255 号	新籠場交差点から小田原市民会館前交差点までの間
18	国道 271 号 (小田原厚木道路)	東名高速道路入口から風祭 IC 入口までの間
19	国道 409 号 (県道川崎府中線を含む)	大師河原交差点から東京都境までの間
20	国道 412 号	妻田伝田交差点から相模湖駅前交差点までの間
21	国道 413 号	山梨県境から橋本陸橋下交差点までの間
22	国道 467 号	山王原交差点から片瀬東浜交差点までの間
23	国道 468 号 (さがみ縦貫道路)	茅ヶ崎 JCT から東京都境までの間
24	県道 2 号 (東京丸子横浜線)	東京都境から浦島ヶ丘交差点までの間
25	県道 3 号 (世田谷町田線)	東京都境から上麻生交差点までの間
26	県道 6 号 (東京大師横浜線)	東京都境から大黒町入口交差点までの間
27	県道 9 号 (川崎府中線)	溝口交差点から東京都境までの間
28	県道 12 号 (横浜上麻生線)	西神奈川交差点から上麻生交差点までの間
29	県道 13 号 (横浜生田線)	高島町交差点から荏田町交差点までの間
30	県道 14 号 (鶴見溝ノ口線)	鶴見警察署前交差点から高津交差点までの間
31	県道 21 号 (横浜鎌倉線)	吉野町三丁目交差点から滑川交差点までの間
32	県道 22 号 (横浜伊勢原線) (一部伊勢原平塚線を含む)	関の下交差点から伊勢原交差点までの間
33	県道 24 号 (横須賀逗子線)	船越交差点から銀座通り入口交差点までの間
34	県道 26 号 (横須賀三崎線)	本町交差点から日の出交差点までの間
35	県道 28 号 (本町山中線)	横浜 IC から本町 IC までの間
36	県道 30 号 (戸塚茅ヶ崎線)	藤沢バイパス出口交差点から浜須賀交差点までの間
37	県道 40 号 (横浜厚木線)	上草柳交差点から相模大橋東交差点までの間
38	県道 43 号 (藤沢厚木線)	海老名インター入口交差点から県立厚木病院前交差点までの間
39	県道 44 号 (伊勢原藤沢線)	伊勢原市役所入口交差点から大門踏切までの間
40	県道 45 号 (丸子中山茅ヶ崎線)	東京都境から茅ヶ崎駅前交差点までの間
41	県道 46 号 (相模原茅ヶ崎線)	上溝交差点から柳島交差点までの間
42	県道 51 号 (町田厚木市線)	東京都境から河原口交差点までの間
43	県道 52 号 (相模原町田線)	下当麻交差点から東京都境までの間
44	県道 54 号 (相模原愛川線)	上溝交差点から半原日向交差点までの間
45	県道 62 号 (平塚秦野線)	古花水橋交差点から平沢交差点までの間
46	県道 63 号 (相模原大磯線)	市役所入口交差点から分かれ道交差点までの間
47	県道 64 号 (伊勢原津久井線) (一部相模原津久井線を含む)	伊勢原交差点から梶野交差点までの間



No.	路線名	区間
48	県道 71号 (秦野二宮線)	落合交差点から二宮交差点までの間
49	県道 72号 (松田国府津線)	金田交番前から親木橋交差点までの間
50	県道 73号 (小田原停車場線)	箱根口交差点から城山中学校入口交差点までの間
51	県道 74号 (小田原山北線)	城山中学校入口交差点から宮地交差点までの間
52	県道 75号 (湯河原箱根仙石原線)	千歳橋交差点から仙石原交差点までの間
53	県道 77号 (平塚松田線)	土屋橋交差点から神山交差点までの間
54	県道 78号 (御殿場大井線)	矢倉沢交差点からインター前交差点までの間
55	県道 311号 (鎌倉葉山線)	長柄交差点から南郷トンネル入口交差点までの間
56	逗葉新道	逗葉新道入口交差点から長柄交差点までの間
57	横浜市道 (みなと大通り線)	県庁前交差点から扇町1丁目交差点までの間
58	横浜市道 (山下本牧磯子線)	開港広場前交差点から八幡橋交差点までの間
59	横浜市道 (環状2号)	上末吉交差点から屏風ヶ浦交差点までの間

## 資料 11 ヘリコプター臨時離発着場一覧

No.	名称	所在地	発着場面積		散水 給水	離発着可能 なヘリ
			東西×南北	面積㎡		
1	川村小学校グラウンド	山北 1002	120× 50	6,000	×	中
2	山北中学校グラウンド	向原 405	100× 50	5,000	○	中
3	県立山北高校グラウンド	向原 2370	120× 100	12,000	○	大
4	旧清水中学校グラウンド	川西 685	50× 90	4,500	×	小
5	旧三保中学校グラウンド	中川 921-87	120× 40	4,800	×	中
6	山北町スポーツ広場	山北 3138	70× 120	8,400	×	中
7	中川スポーツ場	中川 361-2	80× 100	8,000	×	大
8	共和のもりセンター グラウンド	皆瀬川 275	25× 50	1,250	×	小
9	県立つぶらの公園駐車場	川西 299-5 外	50× 40	2,000	×	中

## 資料 12 医療機関一覧

町内医療機関等

医療機関名	所在地	電話番号	備考
山北中央診療所	山北 192	75-0056	
ねもと総合内科クリニック	山北 711-32	75-0095	
飛弾クリニック	向原 150	75-1717	
山北町立山北診療所	谷ヶ 1018-20	77-2281	
いちじま歯科医院	山北 711-31	76-3701	
小原歯科医院	山北 1761	75-0067	
藤井歯科医院	向原 2038	75-0096	

資料 13 災害時医療拠点病院一覧

名 称	電話番号	住 所
昭和大学藤が丘病院	045-971-1151	横浜市青葉区藤が丘 1-30
横浜労災病院	045-474-8111	横浜市港北区小机町 3211
昭和大学横浜市北部病院	045-979-7000	横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1
済生会横浜市東部病院	045-576-3000	横浜市鶴見区下末吉 3-6-1
聖マリアンナ医科大学横浜市西部病院	045-366-1111	横浜市旭区矢指町 1197-1
けいゆう病院	045-221-8181	横浜市西区みなとみらい 3-7-3
横浜市立市民病院	045-331-1961	横浜市保土ヶ谷区岡沢町 56
国立病院機構横浜医療センター	045-851-2621	横浜市戸塚区原宿町 3-60-2
横浜市立大学附属市民総合医療センター	045-261-5656	横浜市南区浦舟町 4-57
済生会横浜市南部病院	045-832-1111	横浜市港南区港南台 3-2-10
横浜南共済病院	045-782-2101	横浜市金沢区六浦東 1-21-1
横浜市立大学附属病院	045-787-2800	横浜市金沢区福浦 3-9
横浜市立みなと赤十字病院	045-628-6100	横浜市中区新山下 3-12-1
聖マリアンナ医科大学病院	044-977-8111	川崎市宮前区菅生 2-16-1
帝京大学医学部附属溝口病院	044-844-3333	川崎市高津区溝口 3-8-3
川崎市立多摩病院	044-933-8111	川崎市多摩区宿河原 1-30-37
川崎市立川崎病院	044-233-5521	川崎市川崎区新川通 12-1
関東労災病院	044-411-3131	川崎市中原区木月住吉町 1-1
日本医科大学武蔵小杉病院	044-733-5181	川崎市中原区小杉 1-396
川崎市立井田病院	046-766-2188	川崎市中原区井田 2-27-1
横須賀共済病院	046-822-2710	横須賀市米が浜通 1-16
横須賀市立市民病院	046-856-3136	横須賀市長坂 1-3-2
湘南鎌倉総合病院	0467-46-1717	鎌倉市岡本 1370-1
藤沢市民病院	0466-25-3111	藤沢市藤沢 2-6-1
茅ヶ崎市立病院	0467-52-1111	茅ヶ崎市本村 5-15-1
東海大学医学部附属病院	0463-93-1121	伊勢原市下糟屋 143
平塚市民病院	0463-32-0015	平塚市南原 1-19-1
秦野赤十字病院	0463-81-3721	秦野市立野台 1-1
厚木市立病院	046-221-1570	厚木市水引 1-16-36
大和市立病院	046-260-0111	大和市深見西 8-3-6
北里大学病院	042-778-8111	相模原市北里 1-15-1
相模原協同病院	042-772-4291	相模原市橋本 2-8-18
相模原赤十字病院	042-784-1101	相模原市緑区中野 256
県立足柄上病院	0465-83-0351	足柄上郡松田町松田惣領 866-1
小田原市立病院	0465-34-3175	小田原市久野 46

資料 14 庁用自動車等一覧

令和 5 年 4 月 1 日現在

番号	所属	車名	登録番号	当初登録	備考
1	企画総務課	クラウン	湘南 300 ら 5955	18 年 9 月	町長車
2	議会事務局	プリウス	湘南 50 す 7153	13 年 5 月	町長車
3	財務課	キャラバン	湘南 302 さ 5101	3 年 5 月	副町長・議長車
4	〃	マイクロバス	湘南 200 さ 1118	28 年 6 月	(共用)
5	〃	スイフト	湘南 502 ほ 8614	元年 6 月	(共用)
6	〃	アクア	湘南 502 ね 6626	28 年 6 月	(共用)
7	〃	キャラバンコーチ	湘南 300 ふ 7507	15 年 9 月	(共用)
8	〃	N-VAN	湘南 480 ち 3256	5 年 3 月	(共用)
9	〃	フィットハイブリッド	湘南 502 ふ 4991	30 年 8 月	(共用)
10	〃	エクストレイル	湘南 301 つ 3844	22 年 3 月	(共用)
11	〃	作業用トラック	湘南 400 と 3758	2 年 5 月	(共用)
12	地域防災課	カローラフィールダー	湘南 530 の 4696	27 年 7 月	交通指導隊車
13	〃	エクストレイル	湘南 800 せ 4044	4 年 4 月	消防指令車
14	町民税務課	エブリイ	湘南 480 き 2093	22 年 9 月	
15	清水支所	ワゴンR	湘南 580 え 7222	18 年 7 月	おでかけ号
16	三保支所	ワゴンR	湘南 580 さ 8866	20 年 11 月	
17	福祉課	エブリイ	湘南 480 け 3464	25 年 5 月	日赤車
18	こども教育課	エブリイハイルーフ	湘南 480 う 3328	21 年 9 月	
19	〃	エブリイ	湘南 40 す 7119	16 年 3 月	
20	保健健康課	アルトエポ	湘南 580 む 6565	25 年 9 月	
21	〃	エブリイハイルーフ	湘南 480 き 6267	23 年 3 月	
22	健康福祉C	アルト	湘南 50 な 4250	16 年 9 月	ホームヘルパー車
23	〃	エブリイ	湘南 480 き 6114	23 年 3 月	
24	環境課	塵芥車(平ボディ)	湘南 800 す 1573	16 年 11 月	塵芥車 3 号車
25	〃	キャリートラック	湘南 480 け 4083	25 年 6 月	
26	農林課	エブリイ	湘南 480 た 8023	4 年 6 月	
27	〃	ハイゼットカーゴ	湘南 480 せ 6935	元年 5 月	
28	商工観光課	エブリイハイルーフ	湘南 480 き 302	22 年 6 月	
29	都市整備課・ 新東名対策室	エブリイハイルーフ	湘南 480 か 6162	21 年 12 月	
30	〃	ハイゼットデッキバン	湘南 480 す 9809	30 年 5 月	
31	〃	キャリートラック	湘南 480 う 5584	24 年 5 月	
32	上下水道課	エブリイ	湘南 480 い 3538	18 年 5 月	
33	〃	エブリイ	湘南 480 た 8543	4 年 6 月	
34	〃	ハイゼット	湘南 480 す 3428	29 年 6 月	
35	〃	給水車(キャンター)	湘南 800 せ 2683	12 年 8 月	給水車
36	定住対策課	インサイト	湘南 501 ゆ 3322	21 年 10 月	

番号	所属	車名	登録番号	当初登録	備考
37	こども教育課	ラフェスタ	湘南 302 せ 4786	25 年 10 月	
38	〃	ソリオハイブリッド	湘南 502 ふ 1540	30 年 5 月	
39	わかば保育園	ライトエース	湘南 400 せ 1317	14 年 5 月	給食運搬車
40	生涯学習課	ハイエース	湘南 400 ち 9856	23 年 7 月	

## 資料 15 給水施設の状況

### 上水道等配水池所在地

施設名	配水池名	容量 (m <sup>3</sup> )	住 所	設置年度	備 考
山北上水道	第一配水池	1,000	山北 3701	昭和 46 年度	
	第二配水池	1,500	山北 3724	昭和 58 年度	
	烏山配水池	73.5	向原 3959-4	平成 13 年度	
	丸山配水池	1,500	山北 992-8	平成 12 年度	
	丸山第二配水池	200	岸 3819-86	平成 13 年度	
	台 配水池	81	山北 3519	昭和 32 年度	
	向原配水池	135	向原 3813	昭和 39 年度	
	平山配水池	191	平山 656	平成 15 年度	
箒沢簡易水道	箒沢配水池	37	中川 775	昭和 43 年度	
三保簡易水道	中川配水池	180	中川 899-1	昭和 49 年度	
	玄倉配水池	111	玄倉 456-イ	昭和 49 年度	
	神縄減圧槽	75	神縄 189-2 他	昭和 49 年度	
川西簡易水道	川西配水池	110	川西 737	昭和 43 年度	
谷ヶ簡易水道	谷ヶ配水池	53	谷ヶ 1033-1	昭和 34 年度	
透間簡易水道	透間配水池	20	川西 1782	昭和 44 年度	
清水東部 簡易水道	第 1 配水池	96	湯触 116	平成 3 年度	
	第 2 配水池	40	湯触 84-3	平成 3 年度	
共和簡易水道	共和配水池	63	皆瀬川 754	昭和 49 年度	
	第一減圧槽	24	皆瀬川 1033	昭和 51 年度	
	第二減圧槽	15	皆瀬川 157	昭和 55 年度	
瀬戸簡易水道	瀬戸配水池	23	平山 780	昭和 46 年度	

### 災害時応急飲料貯水槽設置場所

施設名	所在地	貯水槽 (m <sup>3</sup> )	設置年度	備 考
役 場 庁 舎	山北 1301-4	30	昭和 60 年度	
山 北 体 育 館	山北 2594	30	昭和 58 年度	
高齢者いきいきセンター	岸 2061	30	昭和 59 年度	
山 北 中 学 校	向原 401-1	30	昭和 61 年度	

鋼板プール設置状況

施設名	所在地	貯水槽 (m <sup>3</sup> )	設置年度	備 考
県立山北高校	向原 2370	351	昭和 45 年度	ろ水機 1
川村 小学校	岸 1525-4	325	昭和 54 年度	ろ水機 1
共和のもりセンター	皆瀬川 461-1	236	昭和 55 年度	ろ水機 1
旧清水小中学校	川西 652-36	300	昭和 46 年度	ろ水機 1
旧三保小学校	中川 921-86	325	昭和 52 年度	ろ水機 1

ろ水機保管施設状況

施設名	所在地	機数	設置年度	備 考
山北体育館跡地	山北 2594	1	昭和 60 年度	
やまなみ工芸敷地	山北 1430	1	昭和 62 年度	
高齢者いきいきセンター	岸 2061	1	昭和 59 年度	
下本村コミュニティセンター	向原 1850	1	昭和 60 年度	
清水ふれあいセンター	川西 688	1	平成 27 年度	
三保支所	中川 921 - 82	1	昭和 57 年度	

資料 16 消防力等の現況（令和4年4月現在）

小田原市消防本部

名 称	人員	消防ポン プ自動車	化学消防 ポンプ自 動車	はしご付 消防自動 車	屈折はし ご付消防 自動車	高規格 救急車	救助工作 車	指揮車	支援車	資機材 運搬車	司令車 査察車等	車両 合計
小田原市消防本部	71								1		7	8
小田原消防署	75	3	1	1		2	1	1		3	2	14
小田原消防署南町分署	35	2				1	1			2		6
小田原消防署荻窪出張所	20	2				1				1		4
小田原消防署栢山出張所	20	1				2				1		4
小田原消防署成田出張所	20	2				2				1		5
足柄消防署	48	2	1		1	1		1		1	4	11
足柄消防署松田分署	32	2				1	1			3		7
足柄消防署中井出張所	20	1				2				1		4
足柄消防署山北出張所	20	1				1				1		3
足柄消防署岡本出張所	12	2				1				1		4
合 計	373	18	2	1	1	14	3	2	1	15	13	70

2022 年消防年報から抜粋



山北町消防団（令和5年4月1日現在）

団 数	分団数	団員数（人）						
		団長	副団長	分団長	副分団長	班長	団員	計
1	13	1	2	13	15	28	124	183

消防ポンプ自動車	可搬消防ポンプ積載車	消防本部車
6台	7台	1台

消防水利

地 区	公 設			私 設			プー ル
	消火栓	防火水槽		消火栓	防火水槽		
		40 m <sup>3</sup> 以上	40 m <sup>3</sup> 未満		40 m <sup>3</sup> 以上	40 m <sup>3</sup> 未満	
山 北	102	8	3		2		1
向 原	86	8	3	1	2		2
岸	69	15	2		5		1
平 山	18	3	1				
共 和	28	4					1
清 水	58	18	5		1		1
三 保	34	9	1		2		1
計	395	65	15	1	12		7

## 資料 17 水防警報が発令される河川・区域

神奈川県知事が水防警報を行う河川・区域

河川名	発表・通知の担任	通知先 (担当塩防管理団体)	区 域
酒匂川	水防本部長	小田原市長、南足柄市長、松田、大井、開成、山北各町長	左岸山北町川西 1760 番地、右岸同 1769 番地（静岡県境）から報徳橋上流端
河内川 (ダムより下流)	水防本部長	南足柄市長、松田、大井、開成各町長	三保ダムから酒匂川合流点
河内川 (ダムより上流)	県西土木	山北町	左岸山北町中川 870 番地のイ、右岸同 871 番地の 25、用木沢合流点から三保ダム
尺里川	県西土木	山北町	左岸山北町向原 3890 番地、右岸同 3729 番地の 5、天狗沢合流点から酒匂川合流点
滝沢川	県西土木	山北町	左岸山北町向原 544 番地、右岸同 3614 番地の 2、不動川合流点から尺里川合流点
皆瀬川	県西土木	山北町	左岸山北町大日蔭 2180 番地の 2、右岸同臼井平 2171 番地、悪沢合流点から酒匂川合流点

資料：令和 4 年度 神奈川県水防計画

## 資料 18 山北町防災会議条例

(昭和 39 年 3 月 26 日 条例第 6 号)

改正 昭和 42 年 7 月 28 日 条例第 10 号

平成 12 年 3 月 17 日 条例第 10 号

平成 24 年 12 月 7 日 条例第 21 号

(目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、山北町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 山北町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて山北町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げるものをもって充てる。
  - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (2) 神奈川県知事の部内の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (3) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が委嘱する者
  - (4) 町長がその部内の職員のうちから任命する者
  - (5) 教育長
  - (6) 消防団長
  - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから町長が委嘱する者
  - (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験者のある者のうちから町長が委嘱する者
  - (9) その他町長が必要と認める機関の職員のうちから町長が委嘱する者

6 前項各号の委員の定数は、20 名以内とする。

7 第 5 項第 7 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第 4 条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方公共機関の職員、神奈川県職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者の中から町長が委嘱する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和42年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年条例第10号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第21号）

この条例は、公布の日から施行する。

### 山北町防災会議委員名簿

（令和4年10月）

No.	機 関 名 称	職	選任区分
1	山北町	町 長	条例第3条第2項
2	関東農政局神奈川県拠点	総括農政業務管理官	条例3条5項第1号
3	神奈川県西地域県政総合センター	所 長	条例3条5項第2号
4	小田原保健福祉事務所足柄上センター	所 長	条例3条5項第2号
5	神奈川県県西土木事務所	所 長	条例3条5項第2号
6	三保ダム管理事務所	所 長	条例3条5項第2号
7	松田警察署	署 長	条例3条5項第3号
8	山北町	副町長	条例3条5項第4号
9	山北町教育委員会	教育長	条例3条5項第5号
10	山北町消防団	団 長	条例3条5項第6号
11	東日本電信電話(株) 神奈川事業部	神奈川西支店長	条例3条5項第7号
12	東京電力パワーグリッド(株) 小田原支社	支社長	条例3条5項第7号
13	山北町連合自治会長会	会 長	条例3条5項第8号
14	小田原市消防本部	消防長	条例3条5項第9号
15	(一般社団法人) 足柄上医師会	会 長	条例3条5項第9号
16	山北町建設業協同組合	理事長	条例3条5項第9号
17	山北町婦人会連合協議会	会 長	条例3条5項第9号

## 資料 19 山北町災害対策本部条例

(昭和 39 年 5 月 30 日 条例第 14 号)  
改正 平成 8 年 3 月 25 日 条例第 3 号  
平成 24 年 12 月 7 日 条例第 22 号

### (目 的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 8 項の規定に基づき、山北町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

### (部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

### (雑 則)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

### 附 則

この条例は、昭和 39 年 6 月 1 日から施行する。

#### 附 則（平成 8 年条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

#### 附 則（平成 24 年条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 20 山北町地震災害警戒本部条例

(昭和 54 年 12 月 19 日 条例第 28 号)

改正 昭和 55 年 7 月 3 日 条例第 11 号

平成 12 年 3 月 17 日 条例第 6 号

平成 25 年 3 月 13 日 条例第 9 号

### (目 的)

第 1 条 この条例は、大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号。以下「法」という。）第 18 条第 4 項の規定に基づき、山北町地震災害警戒本部（以下「警戒本部」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

第 2 条 地震災害警戒本部長（以下「本部長」という。）は、警戒本部の事務を統括し、所部の職員を指揮監督する。

2 警戒本部に地震災害警戒副本部長（以下「副本部長」という。）、地震災害警戒本部員（以下「本部員」という。）その他の職員を置くことができる。

3 副本部長は、本部員のうちから町長が任命する。

4 副本部長は、本部長を助け、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げるものをもって充てる。

(1) 神奈川県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 山北町教育委員会の教育長

(3) 町長が町の職員のうちから任命する者

(4) 町の区域において業務を行う法第 2 条第 7 号に規定する指定公共機関又は同条第 8 号に規定する指定地方公共機関の役員又は職員のうちから町長が任命する者

(5) 小田原市の消防長が小田原市の消防職員のうちから指名する者

(6) その他町長が任命する者

6 本部員は、本部長の命を受け、警戒本部の事務に従事する。

7 副本部長及び本部員以外の警戒本部の職員（以下「本部職員」という。）は、町の職員のうちから町長が任命する。

8 本部職員は、警戒本部の所掌事務について本部員を補佐する。

### (部)

第 3 条 部長は、必要と認めるときは、警戒本部に部を置くことができる

2 前項の部に属すべき本部員及び本部職員は、本部長が指名する。

3 第 1 項の部に部長を置き、本部長が指名する本部員がこれに当たる。

### (雑 則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、警戒本部の組織等に関し必要な事項は本部長が定める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 6 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 9 号）

この条例は、平成 2 5 年 3 月 3 1 日から施行する。

## 資料 21 山北町新型インフルエンザ等対策本部条例

平成 25 年 3 月 18 日 条例第 20 号

### (目 的)

第 1 条 この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成 24 年法律第 31 号。以下「法」という。)第 37 条において準用する法第 26 条の規定に基づき、山北町新型インフルエンザ等対策本部(以下「新型インフルエンザ等対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

### (組 織)

第 2 条 山北町新型インフルエンザ等対策本部長(以下「本部長」という。)は、新型インフルエンザ等対策本部の事務を総括する。

2 新型インフルエンザ等対策本部の副本部長(以下「副本部長」という。)は、本部長を助け、新型インフルエンザ等対策本部の事務を整理するほか、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 新型インフルエンザ等対策本部の本部員(以下「本部員」という。)は、本部長の命を受け、新型インフルエンザ等対策本部の事務に従事する。

4 新型インフルエンザ等対策本部に本部長、副本部長及び本部員のほか、必要な職員を置くことができる。

5 前項の職員は、町職員のうちから、町長が任命する。

### (会 議)

第 3 条 本部長は、新型インフルエンザ等対策本部における情報交換及び連絡調整を円滑に行うため、必要に応じ、新型インフルエンザ等対策本部の会議(以下、この条において「会議」という。)を招集する。

2 本部長は、法第 35 条第 4 項の規定に基づき、国の職員、神奈川県職員その他町職員以外の者を会議に出席させたときは、当該出席者に対し、意見を求めることができる。

### (部)

第 4 条 本部長は、必要と認めるときは、新型インフルエンザ等対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき本部員は、本部長が指名する。

3 部に部長を置き、本部長の指名する本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

### (雑 則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、新型インフルエンザ等対策本部に関し必要な事項は、本部長が定める。

### 附 則

この条例は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の施行の日から施行する。



## 資料 22 神奈川県内消防広域応援実施計画

### 第1章 総則

#### 1 目的

この計画は、神奈川県内において大規模災害又は特殊災害（以下「大規模災害等」という。）の発生による非常事態時、県及び県内消防機関が一致団結し、市町村の区域を越えた広域的な消防応援を行う場合について必要な事項を定め、もって消防応援を円滑かつ迅速に行い、災害による被害を最小限に抑えることを目的とする。

#### 2 用語の定義

この計画において使用する用語は、消防組織法（昭和22年法律第226号）及び緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱（平成27年消防広第74号）において使用する用語の例によるほか、次の各号の例による。

##### (1) 非常事態

大規模災害等による被害が複数の市町村の区域にまたがり又はその市町村のみの消防力をもって対処することができない事態をいう。

##### (2) 被災地

大規模災害等が発生した市町村をいう。

##### (3) 指揮者

被災地の市町村長又は当該市町村長の委任を受けた消防長をいう。

##### (4) 被災地消防本部

被災地を管轄する消防本部をいう。

##### (5) 指揮本部

被災地消防本部の指揮本部をいう。

##### (6) 県内調整本部

被災地の応援等のため神奈川県（以下「県」という。）及び神奈川県内の市町村が実施する措置の総合調整を円滑に実施するため、神奈川県知事（以下「知事」という。）が設置する神奈川県消防広域運用調整本部をいう。

##### (7) 代表消防機関

県内の消防本部を代表して各消防本部及び県との連絡調整等を行う消防本部をいう。

##### (8) 代表消防機関代行

被災等により代表消防機関が任務を行うことができない場合に、代表消防機関の任務を代行する消防本部をいう。

##### (9) 地区

神奈川県消防長会で定めた地区をいう。

##### (10) 地区幹事消防機関

各地区の消防本部の幹事として、地区内の消防本部及び県と調整等を行う消防本部をいう。

##### (11) 応援消防本部

消防隊の応援を実施又は実施しようとする県内の消防本部をいう。

##### (12) 災害即応部隊

大規模災害等の発生時、県内調整本部の求めに基づき迅速に出動する、次の部隊の総称をいう。

情報収集航空隊：被災地の情報収集を行う消防航空隊

県内指揮支援隊：被災地消防本部の指揮活動を支援する指揮隊及び通信支援隊

陸上先遣隊：災害初期活動を行う陸上部隊（指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊各1隊）

(13) 県消防応援隊

県内の消防本部から被災地へ派遣される神奈川県消防広域応援隊をいう。

(14) 地区消防応援隊

地区内の消防本部で編成する県消防応援隊の隊をいう。

(15) LINE WORKS

ワークスマバイルジャパン株式会社が提供する、企業向けチャットサービスをいう。

### 3 適用基準等

(1) 適用基準

本計画の適用基準は次のとおりとする。

- ア 地震、台風、水火災等の非常事態の場合において、被災地の消防力によっては防ぎよが困難として、被災地の市町村長が応援を要請した場合
- イ 被災地消防本部との連絡がとれない状況において、災害の状況及び被災地の消防力を考慮して、応援等が必要な非常事態であると知事が判断した場合

(2) 神奈川県下消防相互応援協定との関係

本計画は神奈川県下消防相互応援協定の効力を妨げるものではなく、被災地消防本部は、災害の規模、種別及び消防力等を勘案の上、本計画又は神奈川県下消防相互応援協定に基づく応援要請のうち、適切と考えられるものを選択するものとする。

なお、本計画が適用された場合、神奈川県下消防相互応援協定より優先するものとする。

### 4 県消防応援隊の登録

知事は、必要と認める人員及び施設を県消防応援隊として登録するものとする。登録する県消防応援隊は、消防組織法第45条第4項の規定に基づき、緊急消防援助隊として登録されている消防隊等とする。

## 第2章 応援体制

### 1 県内調整本部

- (1) 第1章3の規定に基づき本計画を適用した場合は、神奈川県庁第二分庁舎5階消防課事務室に県内調整本部を設置する。
- (2) 県内調整本部長は、知事をもって充てる。
- (3) 県内調整本部の副本部長は、くらし安全防災局防災部消防課長及び代表消防機関職員をもって充てる。
- (4) 県内調整本部の本部員は、次に掲げるとおりとする。
  - ア くらし安全防災局防災部消防課の職員
  - イ 代表消防機関又は代表消防機関代行の職員
  - ウ 被災地を管轄する消防本部の職員
- (5) 県内調整本部は、「神奈川県消防広域運用調整本部（略称：かながわ消防）」と呼称するものとし、無線呼出名称は「かながわしょうぼう」とする。
- (6) 県内調整本部の業務
  - ア 県消防応援隊派遣に関する各種調整
  - イ 応援部隊の決定
  - ウ 県内の被害情報の集約
  - エ 消防庁、地区幹事消防機関及び県内消防本部への連絡調整

オ 県災害対策本部（以下「県災对本部」という。）との調整（消防、警察、自衛隊等の応援隊との調整等）

カ 応援及び活動終了の連絡

## 2 代表消防機関

### (1) 代表消防機関

代表消防機関は横浜市消防局とする。

ただし、被災のため横浜市消防局が任務を遂行することが困難な場合は、次の順位により代表消防機関の代行を知事が指定するものとする。

第1順位：川崎市消防局

第2順位：相模原市消防局

第3順位：被害程度の小さい地区幹事消防機関

### (2) 代表消防機関の任務

代表消防機関の任務は次のとおりとする。

ア 県内調整本部への職員派遣

イ 出動可能隊数のとりまとめ

ウ 県内消防応援隊の派遣先・派遣隊数の調整

エ 県内消防応援隊の全体的な指揮・調整

オ 地区幹事消防機関との連絡調整

カ 消防航空隊との連絡調整

キ その他、必要な事項

## 3 地区幹事消防機関

### (1) 地区幹事消防機関

各地区の地区幹事消防機関は次のとおりとする。ただし、自らが被災した等により任務を遂行することが困難な場合は、地区幹事消防機関の代行を県内調整本部が別に指定するものとする。

横浜地区：横浜市消防局

川崎地区：川崎市消防局

相模原地区：相模原市消防局

湘南地区：藤沢市消防局

三浦半島地区：横須賀市消防局

県央地区：厚木市消防本部

県西地区：小田原市消防本部

### (2) 地区幹事消防機関の任務

地区幹事消防機関の任務は次のとおりとする。

ア 地区内の県消防応援隊の指揮・調整

イ 県内調整本部との連絡調整

ウ 地区内の消防本部に対する連絡調整

エ その他、必要な事項

## 4 各消防本部

県消防応援隊として消防隊等を出動させる。

## 第3章 事前計画

## 1 県消防応援隊の編成

- (1) 県消防応援隊の編成は、各消防本部への出動可能隊数の調査結果等に基づき、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊を県内調整本部が決定する。県消防応援隊は、原則として地区ごとに編成するものとする。
- (2) 応援活動の長期化による応援消防本部の負担を軽減するため、第1次派遣となる県消防応援隊は、政令市（横浜市、川崎市及び相模原市）消防局以外の消防本部を優先して編成するものとし、第2次派遣以降は政令市消防局を中心に編成するよう配慮するものとする。
- (3) 県消防応援隊を指揮する隊長（以下「県隊長」という。）は、原則として代表消防機関の職員をもって充てる。
- (4) 地区ごとに、指揮隊、消火小隊、救助小隊、救急小隊、後方支援小隊、通信支援小隊、特殊災害小隊、特殊装備小隊、航空小隊及び水上小隊のうち、被災地において行う消防の応援等に必要な部隊をもって編成するものとする。  
 なお、災害の状況によっては、県隊長の指示により任務別に各中隊を編成して活動するものとし、県消防応援隊の各中隊長は、県隊長が指定するものとする。
- (5) 地区で編成する県消防応援隊の名称は、各地区の名称を付け「〇〇地区消防広域応援隊（以下「地区消防応援隊」という。）とする。
- (6) 地区消防応援隊を指揮する隊長（以下「地区隊長」という。）は、原則として地区幹事消防機関の職員をもって充てる。  
 なお、地区隊長は、当該消防本部の実動隊の隊長を兼ねることができる。
- (7) 各消防本部は、事前に県消防応援隊として出動する部隊を指定しておくものとする。

## 2 出動体制及び任務

- (1) 災害即応部隊
  - ア 災害即応部隊は、下記表1に基づき県内調整本部が編成、県内調整本部の求めにより迅速に出動し、被害情報の収集、被災地消防本部の指揮支援及び災害初期活動を行う。

表1

被災地区	情報収集航空隊		県内指揮支援隊			陸上先遣隊		
	第1次	第2次	第1次	第2次	第3次	第1次	第2次	第3次
横浜	川崎市	—	川崎市	相模原市	—	相模原市	川崎市	—
川崎	横浜市	—	横浜市	相模原市	—	相模原市	横浜市	—
相模原	川崎市	横浜市	横浜市	川崎市	—	川崎市	横浜市	—
湘南	横浜市	川崎市	相模原市	横浜市	川崎市	川崎市	横浜市	相模原市
三浦半島	横浜市	川崎市	川崎市	相模原市	横浜市	横浜市	相模原市	川崎市
県央	川崎市	横浜市	相模原市	川崎市	横浜市	横浜市	川崎市	相模原市
県西	横浜市	川崎市	川崎市	横浜市	相模原市	相模原市	横浜市	川崎市

※ 情報収集航空隊出動地区は、「神奈川県下消防相互応援協定に基づく航空機特別応援実施要領」（神奈川県消防長会）に基づく応援担当区域。

※ 応援活動が長期化する場合、第2次以降の順位により部隊交替を行う。（情報収集航空隊及び陸上先遣隊は1日、県内指揮支援隊は2日を目安に交替する。）

### イ 災害即応部隊の任務

- (ア) 情報収集航空隊  
 航空機で被災地の被害状況等を収集し、県内調整本部に連絡する。
- (イ) 県内指揮支援隊  
 指揮車で被災地の指揮本部に出動し、被害情報等を収集するとともに、主に県消防応援隊の

運用について指揮支援活動を行う。

(ウ) 陸上先遣隊

被災地に赴いて被害情報の収集及び消防活動を実施する。陸上先遣隊の隊長は、県隊長が被災地に到着するまでの間、県隊長代行として地区消防応援隊を指揮し消防活動を行う。

(2) 県消防応援隊

県消防応援隊は、県内調整本部の求めに応じ、県内調整本部が指定する被災地の活動拠点に地区ごとに迅速に出動し、県隊長の指揮の下、消防活動を実施する。なお、県隊長到着前は、陸上先遣隊指揮者の指揮の下に活動する。

### 3 指揮体制

(1) 県消防応援隊は、指揮本部の長（以下「指揮本部長」という。）の指揮の下に行動するものとする。

(2) 指揮体制は、図1のとおりとする。

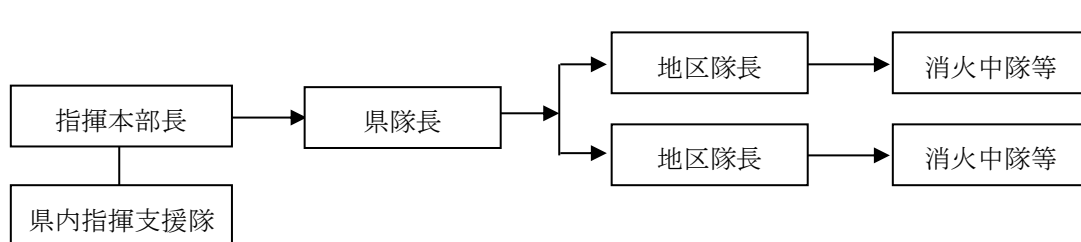


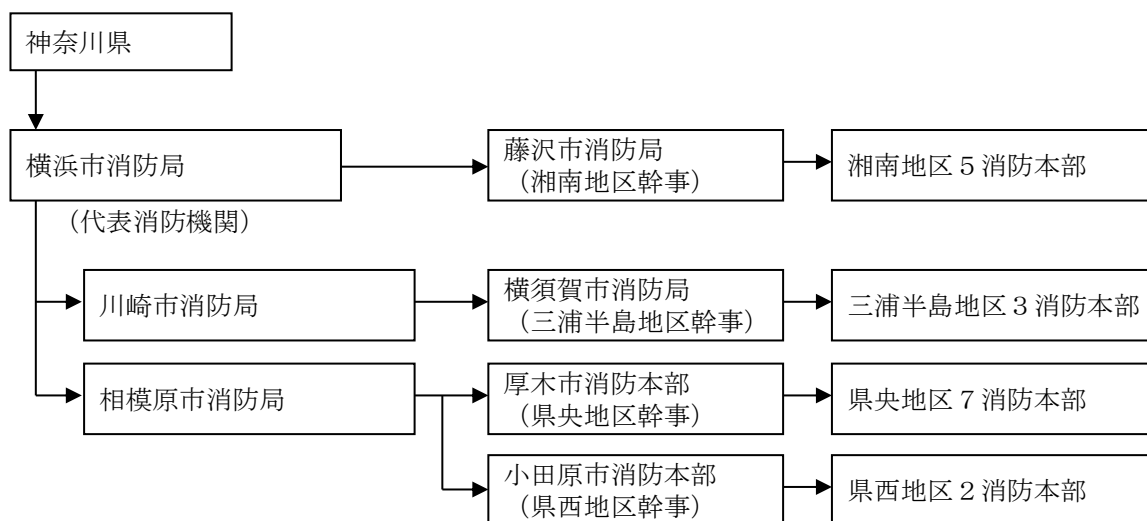
図1

### 4 情報連絡体制

(1) 情報連絡系統

情報連絡系統は、原則としてLINE WORKSにより、県及び各消防本部間で一斉に情報共有を図り、LINE WORKSを活用できない場合は図2のとおりとする。なお、各消防本部から県内調整本部へ報告等をする場合は、図2の逆の経路で行うものとする。

図2



※ 出動可能隊数調査時のLINE WORKS又は県防災行政通信網ファクシミリは県内24消防機関へ一斉送信

(2) 情報連絡窓口

別表第1のとおりとする。

(3) 情報連絡方法及び内容

ア 情報連絡は、原則としてLINE WORKSにより行う。ただし、LINE WORKSを活用できない場合は、有線通信により行い、有線途絶時には、地域衛星通信ネットワーク、神奈川県防災行政通信網及び消防救急デジタル無線主運用波6（電波法関係審査基準に基づき神奈川県に割り当てられた県内共通波。以下「主運用波6」という。）等の方法により行うものとする。

イ 県は各消防本部に同一内容の調査及び連絡を一斉に通知をする場合は、LINE WORKS又は神奈川県防災行政通信網により行う。

ウ LINE WORKSの運用は、原則として、県が通知する「県内消防広域応援でのLINE WORKSの運用手順」に沿って行う。

エ 文書等の通信については、LINE WORKSに加え、ファクシミリ、電子メールを活用し、円滑な情報連絡に努める。

オ 各消防本部は、原則として情報連絡系統を通じて県へ報告する。

カ LINE WORKSの活用により、本計画中の規定様式での通知等を省略した場合には、活動終了後、ファクシミリにより行うこととする。

## 5 無線体制

各消防本部は、災害現場における無線運用を円滑に行うため、次の事項を考慮し、通信体制の確立に努める。

- (1) 主運用波6や署活動波等を有効に活用し、県消防応援隊間及び指揮本部との通信手段の確保に努めるものとする。
- (2) 電波法第70条の7の規定に基づき、必要に応じて無線機の貸与を相互に行い、無線連絡を同一周波数で行えるように努めるものとする。
- (3) 緊急消防援助隊が県内に派遣されている場合の統制波1, 2, 3の使用にあたっては、指揮支援部隊長の調整に従う。

## 6 補給体制

- (1) 各消防本部は、消防活動が長期に及ぶことを想定し、出動隊に対する食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立に努める。
- (2) 県は、地区幹事消防機関等と連絡をとり、食糧・燃料等補給物資の円滑な補給体制の確立のため支援調整を行う。

## 7 地区消防応援隊に関わる必要事項の策定

各地区幹事消防機関の長は、地区内消防本部の長と協議し地区消防応援隊の出動時の集合場所等の必要な事項を事前に定めるものとする。

# 第4章 災害発生初期の対応

## 1 被災地市町村の対応

(1) 災害状況の連絡

大規模災害等を覚知した被災地市町村長は、県又は代表消防機関等に対し、被害状況を直ちにLINE WORKS又は電話により連絡するものとする。

(2) 指揮本部の設置

被災地消防本部は、管内において大規模災害等が発生した場合、県消防応援隊等を円滑に運用

し、災害防ぎよ、人命救助等の消防活動を円滑に実施するため、原則として、当該市町村災害対策本部と緊密な連携がとれる場所に指揮本部を設置するものとする。

### (3) 応援要請

ア 被災地の市町村長は、県消防応援隊の要請が必要であると判断した場合は、知事に対して、直ちにLINE WORKSにより応援要請を行うものとし、災害の状況等が明らかになり次第、順次LINE WORKSにより応援等に必要の隊の種別・規模等に関する連絡を行うものとする。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には、電話により応援要請を行い、第一号様式により応援等に必要の隊の種別・規模等に関する連絡を行うものとする。なお、消防の事務を委託している市町村は、委託先の消防本部を通じて要請するものとする。

イ 前記アによる応援要請を行った場合、被災地の市町村長は、速やかに地区幹事消防機関の長にその旨を報告する。

ウ 知事は、被災地の市町村長から、前記アによる応援要請がなくとも、災害規模等に照らし、緊急を要し、かつ応援要請を待ついとまがないときは、被災地から応援要請を待たないで、当該市町村の消防応援のために次各項に規定する必要な措置をとることができるものとする。

## 2 県の対応

### (1) 県内調整本部の設置

第1章3の規定に基づき本計画を適用した場合は、知事は速やかに県内調整本部を設置するとともに、代表消防機関に連絡する。

夜間、休日等で県内調整本部の設置に時間を要する場合は、県くらし安全防災局防災部消防課職員が登庁し、県内調整本部の設置が完了するまでの間、代表消防機関がその役割を担う。

### (2) 消防応援活動調整本部への移行

本計画を適用した災害により、本県に緊急消防援助隊が出動した場合は、県内調整本部は神奈川県消防応援活動調整本部設置要綱に基づき、消防応援活動調整本部に移行するものとする。

なお、県消防応援隊の活動については、県内調整本部が消防応援活動調整本部に移行した後も本計画に基づき継続するものとする。

## 3 県内調整本部の対応

### (1) 災害即応部隊の出動依頼

県内調整本部は、災害即応部隊を出動させる消防本部に対し、LINE WORKS又は電話により出動を要請する。ただし、LINE WORKS又は電話を活用できない場合には第三号の一様式により行う。

なお、災害の規模及び状況により、災害即応部隊の一部又は全部を出動させる必要がない場合は、当該部隊の出動準備を依頼することができるものとする。

### (2) 出動可能隊数調査

ア 県内調整本部は、前記1(3)による応援要請を受けかつ必要と認めた場合は、LINE WORKSにより、出動可能隊数調査を行う。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には第二号の一様式により行う。

イ 前記アの調査依頼を受けた消防本部は、応援出動の可否について、LINE WORKSにより、県及び地区幹事消防機関に報告する。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には、情報連絡系統を通じて、第二号の二様式により行う。

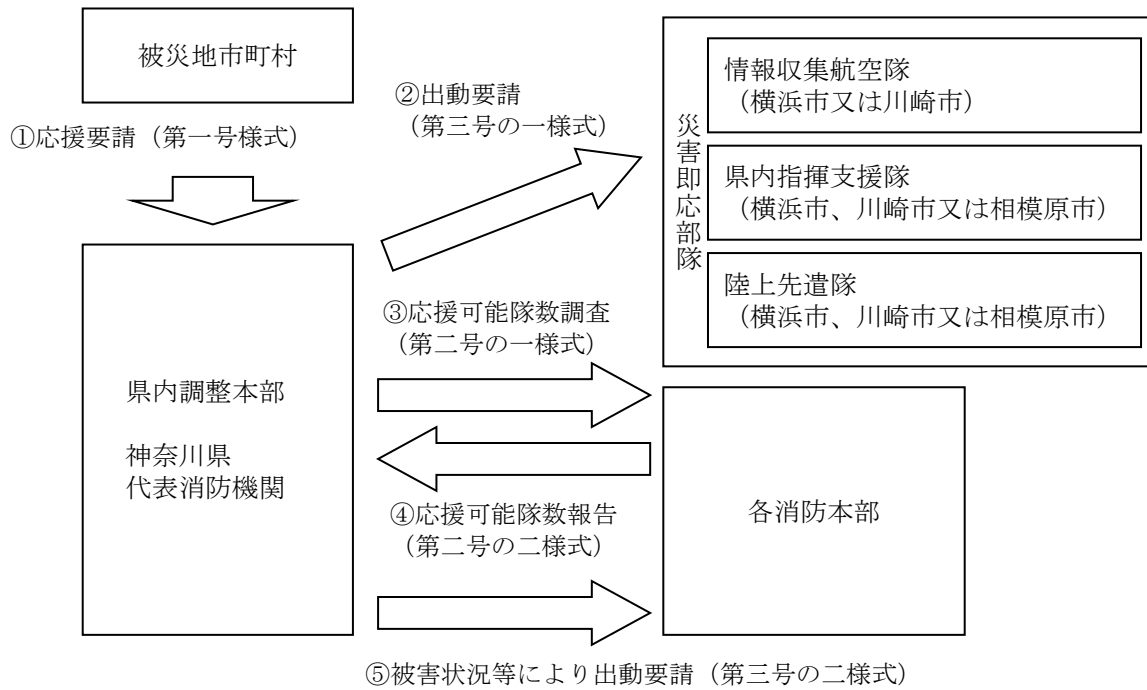
### (3) 県消防応援隊の出動

災害即応部隊の被害状況の把握の結果、県消防応援隊の出動が必要と認めた場合は、各消防本部に対し、LINE WORKSにより県消防応援隊の出動を要請する。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には第三号の二様式により行う。

(4) 応援要請の流れ

応援要請の流れは、図3のとおりとする。

図3





#### 4 応援先の調整及び決定

(1) 県内調整本部は、県消防応援隊の応援先を決定する。

なお、災害の規模により、全ての地区が応援出動する必要がない場合は、表2の応援優先順位や被害状況、派遣期間等を総合的に判断し、応援地区を決定するものとする。

表2

要請地区	応援地区						
	1位	2位	3位	4位	5位	6位	7位
横浜地区	湘南	三浦	県央	県西	川崎	相模原	—
川崎地区	三浦	県央	湘南	県西	横浜	相模原	—
相模原地区	県央	県西	湘南	三浦	川崎	横浜	—
湘南地区	湘南	三浦	県西	県央	横浜	相模原	川崎
三浦半島地区	三浦	湘南	県央	県西	横浜	川崎	相模原
県央地区	県央	県西	湘南	三浦	相模原	横浜	川崎
県西地区	県西	県央	湘南	三浦	相模原	横浜	川崎

※ 同一地区内での応援が可能な場合は、同一地区を優先する。また、近隣市町消防本部のみで対応が可能な場合は、地区消防隊の編成を行わず、近隣市町消防本部での対応を優先する。

(2) 県内調整本部は、前記(1)により応援先を決定した場合は、LINE WORKSにより、応援を行う市町村の長に出動を要請するとともに、地区幹事消防機関等に連絡し、被災地の市町村長に通知する。ただし、LINE WORKSを活用できない場合には、第三号の二様式により、応援を行う市町村の長に出動を要請するとともに、地区幹事消防機関等に連絡し、第三号の三様式により被災地の市町村長に通知する。

### 第5章 応援活動等

#### 1 県内調整本部の対応

(1) 活動拠点

ア 活動拠点を被災地消防本部と協議し決定する。なお、この際は、警察や自衛隊の活動拠点を県災対本部に確認し、調整を行う。

イ 決定した活動拠点を、各地区幹事消防機関に連絡する。

(2) 被災地消防本部の受入体制の調整

下記2(4)に定める要請を受けた場合、又は被災地消防本部で県消防応援隊の受入体制が整わないと判断した場合は、県内の被害状況を勘案し、受入体制の支援をする消防本部について、地区幹事消防機関等と調整を行う。

(3) 情報収集及び連絡

被害状況、活動状況、その他必要な事項について情報を収集し、適宜、被災地消防本部及び地区幹事消防機関に連絡する。

(4) 資機材の貸出し

必要に応じ、県保有の資機材の貸出しについて、県災害対策本部と協議を行う。

(5) 代表消防機関への調整依頼

県内調整本部が行う応援活動に関わる各種業務について、必要に応じ、代表消防機関にその調整を依頼することができる。

#### 2 被災地消防本部の対応

(1) 指揮本部

指揮本部を設置し、指揮本部内に指揮班、情報連絡班、広報班、補給班等を配置し、円滑な指

揮体制の確立に努める。

(2) 活動拠点

- ア 県消防応援隊の活動拠点を、県内調整本部と調整する。
- イ 県消防応援隊の誘導等を行うため、連絡員を活動拠点に派遣させる。

(3) 県消防応援隊への指示内容等

指揮本部長は、到着した県隊長等に次の内容の連絡、指示及び確認を行う。

- ア 災害の状況
- イ 現在の活動状況
- ウ 他地区の県消防応援隊の状況
- エ 県消防応援隊の任務及び担当区域
- オ 指揮体制
- カ 活動場所に至る道路の状況
- キ 連絡窓口
- ク その他、活動上必要な事項

(4) 受入体制が整わない場合の対応

県消防応援隊の受入体制が整わないと判断する場合は、その任務に係る調整を県内調整本部に求めることができる。

(5) 職員派遣の検討

県消防応援隊の要請を行った場合は、県内調整本部への職員派遣を検討する。この場合において、派遣される職員は消防組織法第44条の2第5項第3号に規定する「災害発生市町村の長の指名する職員」として、次の役割を担うものとする。

- ア 被災地消防本部と県内調整本部との連絡体制の構築
- イ 県消防応援隊の進入ルートを選定等に係る情報提供

### 3 地区幹事消防機関の対応

(1) 集結場所の指定

地区幹事消防機関の長は、地区内の県消防応援隊の集結場所及び集結時間を指定し、応援可能な消防本部に通知する。

(2) 被災地への出動

地区隊長は、県消防応援隊の集結場所において、隊員、車両、資機材、無線機、個人装備及び部隊装備の確認並びに点検を行うとともに、要請内容及び活動拠点を全員に周知させた上、地区消防応援隊を出動させる。

(3) 出動報告

地区幹事消防機関は、地区消防応援隊が集結場所から被災地へ出動したときは、次の事項を県内調整本部に連絡する。

- ア 地区消防応援隊の出動時間
- イ 地区隊長の階級及び氏名
- ウ 地区消防応援隊の人員、車両及び資機材
- エ 地区消防応援隊の現場到着予定時間及び移動経路
- オ その他、必要な事項

(4) 被災地到着時の報告

地区隊長は、指揮本部長に到着の報告を行い、必要な指示を受ける。

#### 4 応援消防本部の応援の中止

応援出動中の部隊に事故が発生した場合等、県消防応援隊の派遣を中止しなければならない特別の事態が生じたときは、応援消防本部は、地区隊長を通じ県隊長に状況を説明の上、応援を中止することができる。この場合、県隊長は、応援の中止の旨を地区幹事消防機関及び県内調整本部に報告する。

### 第6章 活動終了

#### 1 県消防応援隊の引揚げ

- (1) 被災地の市町村長は、県内指揮支援隊長からの活動報告、現地合同指揮所における調整結果等を総合勘案し、当該市町村の区域内における県消防応援隊の活動終了を判断するものとし、県内調整本部へ直ちに電話によりその旨を連絡するものとする。
- (2) 県内調整本部は、県内指揮支援隊長及び県隊長に引揚げの連絡をする。
- (3) 地区隊長は、県隊長から引揚げの連絡を受けた場合は、応援活動を終了し、人員・車両・資機材等の異常の有無を確認の上、引揚げるものとする。

#### 2 帰署報告等

- (1) 応援消防本部は、県消防応援隊が帰署した場合は、その旨を被災地消防本部及び地区幹事消防機関に報告する。
- (2) 地区幹事消防機関は、地区内の前記(1)の報告をとりまとめ、県内調整本部に報告する。
- (3) 県内調整本部は、地区幹事消防機関からの報告をもって、解散とする。

#### 3 活動結果報告

- (1) 県消防応援隊として出動した小隊等の所属する消防本部は、当該小隊等の最終帰署後、地区幹事消防機関に第四号様式により活動報告を行う。
- (2) 地区幹事消防機関は、地区内の前記(1)の報告をとりまとめ、県内調整本部に報告する。

### 第7章 その他

#### 1 経費の負担

原則として、神奈川県下消防相互応援協定のとおりとする。なお、応援のために要した経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 応援隊員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、管理職員特別勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当及び旅費
- (2) 県消防応援隊の活動のために使用した当該部隊の施設に係る修繕料及び役務費並びに当該活動のために使用したことにより当該施設が滅失した場合における当該滅失した施設に代わるべきものの購入費
- (3) 前記(1)及び(2)に掲げるもののほか、県消防応援隊の活動のために要した燃料費、消耗品費、賃借料その他の物件費

#### 2 各市町村の計画策定

各市町村は、この計画に基づき、県内消防広域応援について必要な事項を定めるものとする。

#### 3 神奈川県消防広域応援基本計画について

神奈川県消防広域応援基本計画（平成2年策定）は、廃止する。

#### 附 則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この計画は、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。